

資料名	該当頁	該当項目	問	答
公募要領	—	—	今回の公募対象は研究開発項目①のみか。研究開発項目②、③はいつ公募となるか。	今回の公募対象は研究開発項目①のみが対象です。研究開発項目②及び③については、別途公募予定となりますが、時期についてはまだお伝えできません。尚、NEDOのメール配信サービスは4月17日をもって終了となりました。NEDO公式Twitterを4月20日に開設し、情報発信しますのでご活用ください。
	P.4	4. 提出期限及び提出先	新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が5月末までと期間延長となったが、これを受け、提出方法をオンライン提出等の措置が取られる可能性はあるか。 新型コロナウイルス感染症の影響で郵便局の閉鎖、未配達が起こる事例が報道されているが、いざ提出したらその直後閉鎖といったことが起こってしまった場合に備え、何かしらの措置はあるか？	緊急事態宣言の延長に伴う措置を鑑み、提案書類の郵送および持込みでのご提出が困難な場合は、【5月13日(水)正午】までに指定メーリングリストにご連絡をお願いします。個別に提出方法について調整させていただきます。 もし、郵送直後に郵便局が閉鎖した場合、指定メーリングリスト宛にご連絡をお願いします。また、郵便局の閉鎖等で郵送ができない場合も事前にご連絡をお願いします。なお、公募要領「4. 提出期限及び提出先」に記載している通り、必ず電子メールによる受領確認をお願いします。
	P.5	5. 応募方法 (1) 提案書の作成に当たって	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、応募期日までの代表社印の取得が難しい場合、提出期限(5/15)には未押印の提案書にて提出でよいか。 「NEDOが個別に指定した期日までに改めて押印済みの書面をご提出ください。」とあるが、上記期日がいつになるか。 提案プレゼン動画電子媒体の提出については、持参、郵送どちらでも問題ないか。 複数のテーマを提案する場合に、テーマ毎にすべての書類を提出する必要があるか。	結構です。ただし、その場合には必ず10. 問い合わせ先に連絡をお願いします。 NEDOが個別に指定した期日につきましては、新型コロナウイルス感染症対策期限が現時点では不明のため、上記お問合せの際にご相談させていただきます。 郵送、持参のどちらでも結構です。新型コロナウイルスの収束が見通せないことから、可能であれば郵送でお願い致します。 e-Radの応募内容提案書を除き、テーマ毎に各々書類を提出してください。
	P.6	(2) 提案書に添付する書類	「e-Rad応募内容提案書」2部とは、何の書類提出が必要か。 「国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し」に関して、出資比率100%のグループ会社も対象か。	e-Radの応募課題の入力内容の確認時に表示される「応募内容提案書のプレビュー」から、PDFファイルをダウンロードし、応募書類に添付してください。 日本国外の企業(100%子会社も含む)を体制内に含む場合は、覚書の写しを提出して下さい。
	P.6	(4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録	e-Radへ登録する研究者は、どこまで登録するか。 継続研究を希望する場合、e-Radへの継続研究期間の経費記入は必要か？ e-Radへの登録において、応募時の予算額について自己開発投資額も含めて記入するのか。また消費税込みで記入するのか。	別添3に記載する研究開発責任者、各機関の主要研究員等の主要研究員について登録してください。 継続研究期間も含め、提案書に記載の想定額を記入してください。尚、e-Radに入力可能な2025年までの記入で結構です。 e-Radへの登録については、自己投資額は含めず、消費税込のNEDOからの委託額のみを対象とさせていただきます。
	P.9	7. 委託先の選定 (4) スケジュール	契約締結は8月下旬頃とあるが、受託研究期間も8月下旬からの開始となるか。	委託契約締結は8月下旬頃を見込んでおりますが、NEDO事業では契約締結から2か月遡って事業開始が可能です。ただし、最も遡ったとして採択通知日までとなります。
	P.15	8. 留意事項 (17) 研究開発資産の帰属・処分について	継続研究開発が認められた場合、資産の譲渡(買取)のタイミングはどうなるか。 再委託先が委託業務期間終了前に業務を終了した場合、資産の譲渡を受けることは可能か。 機械装置類の取得に際して、初年度に一括取得した場合、初年度の経費計上になるか。 業務終了時にNEDO帰属資産を残存価額で譲渡されるが、この譲渡費用を自己開発投資としてみなせるか。	事業の中で購入した資産については、(2)継続研究まで含めて全ての事業が終了した時点での残存価額による資産譲渡となります。 当該資産(設備)を使用する委託業務が完全に終了していれば、委託業務期間中においても再委託先に対して譲渡可能となります。ただし、資産譲渡は承認行為となりますので、そのときの具体的な状況を見ての判断となります。 初年度に購入した資産は、初年度の費用として計上して下さい。 自己開発投資制度とは、「NEDO事業」に加えて「自主事業」の方に投資をコミット頂くものです。資産の買い取りはNEDOの委託事業者が共通的に負うものであり、この買い取り金額を自己開発投資額に含めることはできません。

資料名	該当頁	該当項目	問	答
別添1	P.1	提案書類の様式	提案書類の厚さとして1cm以下とあるが、必ず1cmに収める必要があるか。	あくまで目安を示したものであり、許容範囲というものには特に設けていませんが、審査委員の方に見て頂くため、分かり易く作成ください。
	P.17	2-3. 情報取扱者名簿及び情報管理体制図	「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」は、複数者による共同提案である場合、どのように作成すればよいか。	共同提案の場合、各機関ごとに作成してください。
			「保護すべき情報」の定義を教えてください。	提案する事業において、その性質に合わせて保護する情報と開示する情報を提案者で定義してください。
			「最低限必要な範囲で情報取扱者を設定してください。」とあるが、どのような範囲か。	別添3に記載するような研究開発責任者や主要研究員等を中心に、本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者を最低限必要な範囲で記載してください。
		情報取扱者名簿において住所は個人それとも勤務先の住所のいずれを記載するのか。	個人の住所をご記載ください。	
P.25~31	4-2. 予算の概算		自己開発投資負担の場合、別添2に「NEDO事業と分けて記載して下さい。」と記載があるが、提案書本体も分けて書く必要があるか。	別添1の提案書本体の方も「NEDO事業」と「自己開発投資の事業」を分けて記載してください。また、自己開発投資の計上項目については、NEDO事業の方で挙げる事が可能な項目を準用してください。
			別添1のP.11に「原則として、政府予算により実施する開発項目と、自己負担による開発項目は、「開発項目」あるいは「サブ開発項目単位」で切り分けて記載ください。」とあるが、記載の仕方として、例えば、(2)-1. ○○○○技術の研究開発(委託費) (2)-2. △△△△技術の研究開発(自己開発投資)のように、各項目にカッコ書きで追記する方法でよいのか？	ご記載のようにカッコ書きで分けて記載頂く形で問題ございません。
			海外の付加価値税(VAT)は費用積算に含めてよいか。また含めて良い場合、積算表上、どのように表記すればよいか。	VATは費用積算に含めることが可能です。積算上、VATも含めて直接経費として計上して下さい。
			オペレーティングリースにより委託業務の遂行に直接必要な機器・設備を用意することを検討している。この時、リース終了後、該当設備を当社にて買い取ることは可能か？ 継続研究する場合、買い取った該当設備を利用することは可能か？ また、継続研究する場合、上記、設備の買い取り費用は経費に計上可能か？	オペレーティングリースを検討中というのですが、最初から設備買取を前提にしまうとファイナンスリースと同等になってしまうためご注意ください。なお、NEDO事業では、ファイナンスリースは認められておりません。 リースにより事業を開始した場合は、リース期間が終了するタイミングで再リースした方が良いか、残存価格で購入した方が良いかを判断することになりますが、提案時点で最も経済性の優れた費用計上を記載ください。 事業期間内に残存価格で購入をする場合は、経費の計上は可能です。この場合、当該装置はNEDO研究開発資産として取り扱います。
			研究開発責任者、実用化・事業化責任者候補については、どのレベルを登録すればよいか。	「研究開発責任者」は、今回ご提案頂く研究開発内容を責任を持って遂行していただく責任者、「実用化・事業化責任者」は、今回の研究開発成果を用いてビジネスをしていく上での責任者を指します。いずれも役職等の指定はありませんが、実行面を理解しており研究開発・ビジネス面でリードできる方が望ましいです。 なお、「実用化・事業化責任者」の定義は公募要領P10の8.(5)をご参照ください。
別添4	-	事業化計画書	共同提案者の中で事業化計画を秘密にしたい場合、どのように提出すればよいか。	企業毎に資料を封緘した上で別々の資料としてご提出ください。
別添8	-	知財マネジメント基本方針	別添8に基づき、別途対応が必要なものがあるか。	提案時点での対応は不要であり、採択後から契約までの提出を想定しております。採択者には別途説明をさせていただきます。
別添9	-	データマネージメントプラン	別添9の資料は、契約後の提出で問題ないか。	提案時点での対応は不要であり、採択後から契約までの提出を想定しております。採択者には別途説明をさせていただきます。
その他	-	提案書全般	提出した提案書は、公開される可能性はあるか。	原則非公開となります。ただし、法令等で要求された場合、提案書を開示する可能性はありますが、企業秘密に該当する部分は除きます。
	-	事業報告書・財務諸表	設立から3年未満の場合は、存在する年度分の提出で問題ないか。	結構です。
	-	財務諸表	キャッシュフロー計算書の提出は必須か。	作成していない場合は提出は不要です。
	-	標準約款	委託契約標準約款37条に契約の解除権があるが、例えば研究開発目標に結果として実績が及ばなかった場合や検査不合格などは該当するか。	37条の解除権がどのような場合に発動されるかは、具体的な事例をみて個別に対処していくことになります。仮に研究開発目標に対して努力したにも拘わらず実績が届かなかった場合や何らかの誤りで検査で指摘を受けたため再検査になったような事例では、契約解除になるようなことはありません。